

六、要求事項

- (一) 退職手当ヲ制定セラレタシ
- (二) 予後備簡閲点呼ニ召集セラレタル日給ヲ支給セラレタシ
- (三) 今後工料ヲ値下セザルコト
但シ作業ノ都合ニヨリ常用額達セサル時ハ常用金ヲ支給セラレタシ
- (四) 年二回定期昇給命令ヲ交付スルコト
- (五) 出張作業ノ場合交通費ヲ支給セラレタシ
- (六) 臨時雇傭別度ヲ廢止スルコト
- (七) 解雇者後職 但シ今回ノ問題ニ在職首者ヲ出サハルコト

(ハ) 衛生設備ヲ完成スルコト

七、回答状況

會社側ニ於テハ重役會議ノ結果断乎トシテ要求事項ヲ拒絶シ態度強硬ナリ

八、経過

爭議團ハ最初本部ヲ府下南千住町大字地方橋場一、三
 二、四番地紡織労働組合橋場支部内ニ置キ更ニ本月十
 二日淺草區橋場町一八六松本甚左工門方ニ移シ目下
 対策準備中

九、將來ノ予想

双方態度強硬ニシテ対策準備中ニヨリ益進厥化ノ傾
 向ナリ